

⑥ 所得階層別

(単位：人、千円)

区 分	300 万 円 以 下		300 万 円 超 400 万 円 以 下		400 万 円 超 500 万 円 以 下		500 万 円 超 600 万 円 以 下			
	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額		
第1種事業	所得税課税者	190	559,192	1,668	5,741,673	1,116	4,941,275	684	3,710,795	
	所得税失格者	20	56,163	174	593,246	87	376,593	21	112,694	
	計	210	615,355	1,842	6,334,919	1,203	5,317,868	705	3,823,489	
第2種事業	所得税課税者	X	2,905			X	4,833			
	所得税失格者									
	計	X	2,905			X	4,833			
第3種事業	以外の もの等	所得税課税者	43	126,995	358	1,227,525	265	1,158,874	148	805,187
		所得税失格者	5	14,820	60	198,109	29	126,184	12	64,105
		計	48	141,815	418	1,425,634	294	1,285,058	160	869,292
	あん 摩業等	所得税課税者	X	2,955	28	95,925	13	57,119	X	10,981
		所得税失格者	X	2,910	2	7,068			X	5,866
		計	X	5,865	30	102,993	13	57,119	X	16,847
	小 計	50	147,680	448	1,528,627	307	1,342,177	163	886,139	
合計	所得税課税者	235	692,047	2,054	7,065,123	1,395	6,162,101	834	4,526,963	
	所得税失格者	26	73,893	236	798,423	116	502,777	34	182,665	
	計	261	765,940	2,290	7,863,546	1,511	6,664,878	868	4,709,628	

区 分	600 万 円 超 700 万 円 以 下		700 万 円 超 1000 万 円 以 下		1,000万円超		合 計			
	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額		
第1種事業	所得税課税者	440	2,840,080	609	4,915,967	300	4,238,844	5,007	26,947,826	
	所得税失格者	7	43,649	1	586	1	15,546	311	1,198,477	
	計	447	2,883,729	610	4,916,553	301	4,254,390	5,318	28,146,303	
第2種事業	所得税課税者							X	7,738	
	所得税失格者									
	計							X	7,738	
第3種事業	以外の もの等	所得税課税者	117	754,700	183	1,508,666	X	4,156,726	1,366	9,738,673
		所得税失格者	X	13,160	X	46,820	X	21,290	115	484,488
		計	X	767,860	X	1,555,486	X	4,178,016	1,481	10,223,161
	あん 摩業等	所得税課税者	X	6,114	X	49,243	X	10,693	52	233,030
		所得税失格者							4	15,844
		計	X	6,114	X	49,243	X	10,693	56	248,874
小 計	120	773,974	195	1,604,729	254	4,188,709	1,537	10,472,035		
合計	所得税課税者	558	3,600,894	798	6,473,876	553	8,406,263	6,427	36,927,267	
	所得税失格者	9	56,809	7	47,406	2	36,836	430	1,698,809	
	計	567	3,657,703	805	6,521,282	555	8,443,099	6,857	38,626,076	

- (注) 1 一人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種に記載した。
 2 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいう。この場合において、中途開業業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実績額を記載した。
 3 第3種事業中、あん摩業等とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等標準税率3%の適用を受ける業種をいう。
 4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、主たる事業所等を香川県に有するものについてのみ記載した。